

公益財団法人秋田県体育協会 秋田県スポーツ賞表彰規程

(目的)

第1条 この規定は、公益財団法人秋田県体育協会（以下「本会」という。）が、秋田県の体育・スポーツの振興に寄与し、その功績が顕著なものに対し、その栄誉を顕彰するために必要な事項を定める。

(名称及び種類)

第2条 この賞の名称は、秋田県スポーツ賞（以下「本賞」という。）とし、その種類は功労賞・栄誉賞・国際優秀賞・国際奨励賞・優秀指導者賞・栄光賞・奨励賞・生涯スポーツ賞とする。

(選考対象)

第3条 本賞の各賞は、次の各号に該当するものの中から選考する。

1 功労賞・栄誉賞・国際優秀賞・国際奨励賞・優秀指導者賞

- (1) スポーツに深い理解と熱意を持ち、人格高邁で他の模範となるもの。
- (2) 本県及び地域スポーツの普及振興に著しく功績のあったもの。
- (3) 国際大会において優秀な成績をおさめ、本県スポーツの振興に著しく功績のあったもの。
- (4) 優秀な選手を育成し、本県競技力の向上に著しく貢献したものの。

2 栄光賞・奨励賞

<個人賞>

- (1) スポーツに熱心で、高い品性を持ち明朗で指導性に富むもの。
- (2) 技量が優秀で当該年度全国的に活躍したものの。

<団体賞>

- (1) 団体員が一致協力し、常に全機能を発揮して取り組み、その行動に品位を保ち他の模範となるもの。
- (2) 当該年度全国的に活躍したものの。

3 生涯スポーツ賞

地域や職域において継続して指導・実践し、他の模範となるもの。

(選考委員会)

第4条 受賞候補を審議し、受賞者・団体を決定するため、本会に秋田県スポーツ賞選考委員会（以下「本委員会」という。）を設置する。

- 2 本委員会は、本会会長、副会長、専務理事、理事、監事をもって組織する。
- 3 本委員会の運営に関する事項は、別に定める。

(候補の推薦)

第5条 本賞受賞候補の推薦は、次の手続きによる。

- (1) 本会加盟団体長又は本県市町村長が毎年12月10日までに本会会長あて推薦する。
ただし、学生・生徒の推薦にあたっては、在学学長（学校長）の副申書を添付する。
また、この締切日以降に開催された各大会における受賞候補の推薦は、当該年度内に別に通知する二次締切日までに行うこととする。
- (2) 本賞各賞の推薦者は、次のとおりとする。
 - ①功労賞・国際優秀賞・国際奨励賞・優秀指導者賞・栄光賞・奨励賞 競技団体長
 - ②栄誉賞 地域団体長
 - ③生涯スポーツ賞 競技団体長、地域団体長、市町村長

(3) 本会会長が推薦するものは、直接本委員会に提示する。

(4) 各団体長から推薦があった候補については、本会審査委員会が審査し、受賞候補を本委員会に提出する。

(特別賞)

第6条 本会会長は、第2条に掲げる賞のほか、特に本県スポーツの振興に貢献したものに特別の賞を授与することができる。

(最高顕彰)

第7条 本会会長は、功労者でその業績が特に卓絶であって尊敬に値する者に対しては、最高功労者としてその栄誉を称え、これを顕彰することができる。

(除籍)

第8条 受賞者・団体としてふさわしくない行為のあった場合は、受賞者・団体名簿から除籍する。

(内規)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、内規として別に定める。

(規程変更)

第10条 この規程は、本会理事会の承認を得て変更することができる。

附 則 この規程は、平成25年9月3日から施行する。